

注：これは、あくまでも例である。作成時は各自チェックを行うこと。

【総合評価落札方式（簡易型）の公告作成例（総合評価に関する事項）】

（平成 22 年 4 月 1 日適用）

青字：地方機関入力箇所

赤字：選択項目・注意事項

4 総合評価に関する事項

（1）評価の基準（評価項目、評価内容、評価基準及び配点）

共通事項

(a) 以下文中の「管内」とは、〇〇振興局管内（〇〇市、〇〇町、〇〇町）とする。

(b) 公告日までに認定された合併特例営業所が属する主たる営業所は、合併特例営業所に認定される前の営業所の実績を承継するものとする。

（合併特例営業所とは、「長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱」（平成 17 年 9 月 15 日制定）に基づく「合併等による特例措置認定通知書」の通知を受けている営業所）

(c) 管内移管があった市町内に実績が存在する場合、移管年度前後に拘わらず、移管後の管内の実績とし、移管前の管内の実績とはしない。

・旧外海町内の実績は管内の実績とする。また、旧多良見町内の実績は管内の実績とはしない。（※長崎振興局を管内とする場合掲載）

・旧多良見町内の実績は管内の実績とする。（※県央振興局を管内とする場合掲載）

・旧外海町内の実績は管内の実績とはしない。（※旧大瀬戸土木事務所を管内とする場合掲載）

（※ 加算点 20 点・一般土木工事の場合）

① 簡易な施工計画（加算点計 4 点）（※基本的に下記項目より 1 項目を選択する。）

評価項目	評価基準	配点
工程管理に係わる技術的所見 ○○○○○○○○○○○ （具体的評価項目について記載）	得点率が 75% 超	4
	得点率が 50% 超から 75% 以下	3
	得点率が 25% 超から 50% 以下	2
	得点率が 0% 超から 25% 以下	1
	得点率が 0% または全ての入札参加予定者の得点合計が 3 点以下	0
材料の品質管理に係わる技術的所見 ○○○○○○○○○○○ （具体的評価項目について記載）	得点率が 75% 超	4
	得点率が 50% 超から 75% 以下	3
	得点率が 25% 超から 50% 以下	2
	得点率が 0% 超から 25% 以下	1
	得点率が 0% または全ての入札参加予定者の得点合計が 3 点以下	0
施工上の課題に対する技術的所見 ○○○○○○○○○○○ （具体的評価項目について記載）	得点率が 75% 超	4
	得点率が 50% 超から 75% 以下	3
	得点率が 25% 超から 50% 以下	2
	得点率が 0% 超から 25% 以下	1
	得点率が 0% または全ての入札参加予定者の得点合計が 3 点以下	0
施工上配慮すべき事項 ○○○○○○○○○○○ （具体的評価項目について記載）	得点率が 75% 超	4
	得点率が 50% 超から 75% 以下	3
	得点率が 25% 超から 50% 以下	2
	得点率が 0% 超から 25% 以下	1
	得点率が 0% または全ての入札参加予定者の得点合計が 3 点以下	0

※得点率(%)＝（入札参加予定者の得点合計/全ての入札参加予定者の得点合計のうちの最高値）×100（小数第 1 位止（小数第 2 位切捨））

※得点は、提案内容により 1 点（良）、0 点（普通）、－（不採用）とする。

② 配置予定技術者の能力（加算点計 6 点）

配置予定技術者を2名申請した者の評価点数は、各評価項目の評価点数の総計が低い方の技術者の評価点数とする。

評価項目	評価内容	評価基準	配点
配置予定技術者の施工実績	○ 平成7年度から平成21年度（※公告日の属する年度の直前15ヶ年度）に完成した公共工事で、同種工事の条件、類似工事の条件に該当するものとする。 同種工事の条件 （※原則として、発注工事の主要工種の設計数量等の1/2程度以上） （例）500m以上のトンネル工事 類似工事の条件 （※原則として、発注工事の主要工種の設計数量等の1/4程度以上1/2程度未満） （例）250m以上500m未満のトンネル工事 ○ 元請けの主任（監理）技術者または現場代理人として従事したものとする。ただし、現場代理人は対象となる施工実績の工期の始期日以前に1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、2級建設機械施工技士（※一般競争入札における配置予定技術者の資格要件の、1級及び2級国家資格を記載）のいずれかの資格を取得したものとする。 ○ 施工実績の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員の主任（監理）技術者または現場代理人として施工した実績とする。 ○ 当該申請における代表構成員の配置予定技術者の施工実績とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること）	同種工事	1.5
		類似工事	0.75
		実績なし	0
配置予定技術者の工事成績評定	○ 平成17年度から平成21年度（※公告日の属する年度の直前5ヶ年度）に完成した公共工事で、配置予定技術者が元請けの主任（監理）技術者として従事した土木一式工事（※当該工事と同一の建設工事の種類を記載すること。）の工事成績評定の最高点とする。 ○ 長崎県土木部、水産部、農林部及び環境部自然環境（保護）課が発注した工事の工事成績評定とする。 （工事成績評定は、「長崎県建設工事執行規則の施行について」（昭和49年4月25日 49監第187号）に基づくものとする。） ○ 「工事成績評定通知書」の工期の終期日が対象期間の範囲にあるものとする。 ○ 工事成績評定の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員の主任（監理）技術者の工事成績評定とする。 ○ 当該申請における代表構成員の配置予定技術者の施工実績とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること）	80点以上	2.3
		75点以上80点未満	1.73
		70点以上75点未満	1.15
		65点以上～70点未満	0.58
		65点未満 または工事成績評定なし	0
表彰（優秀現場技術者）	○ 平成12年度から平成21年度（※公告日の属する年度の直前10ヶ年度）に受賞し、以下に該当するものとする。 ・長崎県の優秀工事現場技術者表彰受賞者。	知事表彰 または部長表彰	0.7

	・長崎県の優秀工事表彰（下請表彰を除く）受賞工事の主任（監理）技術者。 ○ 優秀工事表彰の対象となる工事が共同企業体の場合、代表構成員及びその他の構成員の主任（監理）技術者の表彰とする。 ○ 当該申請における代表構成員の配置予定技術者の表彰とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること）	機関長表彰	0.35
		なし	0
配置予定技術者の資格A	○ 資格の種類 （１）法による１級〇〇施工管理技士 （２）法による１級建設機械施工技士 （３）技術士法による技術士の下記①～⑤部門のいずれか ① 建設部門 ② 農業部門（選択科目「農業土木」） ③ 森林部門（選択科目「森林土木」） ④ 水産部門（選択科目「水産土木」） ⑤ 総合技術監理部門（選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」のいずれか） ○ 上記（１）～（３）のいずれかの資格取得日から、競争参加資格確認申請書の提出期限日までの期間とする。 ○ 当該申請における代表構成員の配置予定技術者の資格とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること）	１級〇〇施工管理技士若しくは１級建設機械施工技士取得後５年以上又は技術士取得後３ヶ月以上	1.5
		１級〇〇施工管理技士又は１級建設機械施工技士取得後３年以上５年未満	1.13
		１級〇〇施工管理技士又は１級建設機械施工技士取得後３ヶ月以上３年未満	0.75
		その他	0
配置予定技術者の資格B ※公告する工事の工事種別により削除する。	○ 公告日が、地すべり防止工事士資格取得日から有効期限日の範囲にあるものとする。（公告日と資格取得及び有効期限日が同日である場合も含む。） ○ 公告日において、１級舗装施工管理技術者の資格を取得した配置予定技術者とする。 ○ 当該申請における代表構成員の配置予定技術者の資格とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること）	あり	
		なし	

③ 企業の施工能力（加算点計 10点）

評価項目	評価内容	評価基準	配点
企業の施工実績	○ 平成7年度から平成21年度（※公告日の属する年度の直前15ヶ年度）に完成した長崎県内の公共工事で、元請けとして施工したもので、同種工事の条件、類似工事の条件に該当するものとする。 同種工事の条件 （※原則として、発注工事の主要工種の設計数量等の1/2程度以上） （例）500m以上のトンネル工事 類似工事の条件	同種工事	1.8
		類似工事	0.9

	(※原則として、発注工事の主要工種の設計数量等の1/4程度以上1/2程度未満) (例) 250m以上500m未満のトンネル工事 ○ 施工実績の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員及び出資比率が20%以上のその他構成員の施工実績とする。 ○ 当該申請における代表構成員の施工実績とする。(※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること)	なし	0
工事成績の評定	○ 平成19年10月1日から平成21年9月30日(※公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った2年間)までの土木一式工事(※当該工事と同一の建設工事の種類を記載すること。)の工事成績評定の平均点とする。 ○ 長崎県土木部、水産部、農林部、環境部自然環境(保護)課、土地開発公社、住宅供給公社または道路公社により発注されたものとする。 (工事成績評定は、「長崎県建設工事執行規則の施行について」(昭和49年4月25日49監第187号)に基づくものとする。) ○ 「工事完成確認書」の確認日が、対象期間の範囲にあるものとする。 ○ 工事成績評定の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員及びその他の構成員の工事成績評定とする。 ○ 当該申請における代表構成員の工事成績の評定とする。(※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること)	80点 以上	0.8
		75点以上80点未満	0.6
		70点以上75点未満	0.4
		65点以上70点未満	0.2
		65点 未満 または工事成績評定なし	0
施工実績件数 ※公告する工事の 工事種別が土木一 式工事及び舗装工 事以外は評価基準 を()とする。	○ 評価項目「工事成績の評定」の対象となる工事件数とする。	10件以上 (2件以上)	0.8
		8件以上10件未満 (欄削除)	0.6
		6件以上8件未満 (1件)	0.4
		4件以上6件未満 (欄削除)	0.2
		4件未満 (実績なし)	0
優秀工事表彰	○ 平成12年度から平成21年度(※公告日の属する年度の直前10ヶ年度)において、長崎県の優秀工事表彰又は下請表彰を受賞しているものとする。 ○ 下請表彰は、機関長表彰として評価する。 ○ 優秀工事表彰の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員及びその他の構成員の優秀工事表彰又は下請表彰とする。	知事表彰 または部長表彰	0.3
		機関長表彰	0.15

	○ 当該申請における代表構成員の優秀工事表彰又は下請表彰とする。 (※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること)	なし	0
年間受注高の状況 ※公告する工事の工事種別が土木一式工事の場合のみ対象とする。	○ 年間受注高の状況は下記に示す比率とする。 ・ 比率＝年間受注高÷年度平均完成工事高 (小数第3位切り捨て)	比率 0.25 未満	1
	○ 年間受注高 ・ 長崎県土木部、水産部及び農林部が発注した工事で、元請として受注した土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。 (随意契約工事は除く。)	比率 0.25以上 0.5未満	0.75
	・ 落札決定日が平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日 (※公告日前日から遡った1年間を記載すること。) までの期間にある工事の落札決定額 (当初請負契約額) の合計額とする。 (同日を含む。また、契約前も含む。)	比率 0.5以上 0.75未満	0.5
	・ 対象となる工事が債務負担行為工事の場合は、落札決定額 (当初全体請負契約額) とする。 (当該年度支払限度額のみとはしない。)	比率 0.75以上 1.0未満	0.25
	○ 年度平均完成工事高 ・ 長崎県土木部、水産部及び農林部が発注した工事で、元請として施工した土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。	比率 1.0以上 1.25未満	0
	・ 工事完成日が平成17年4月1日から平成22年3月31日 (※公告日の属する年度の直前5ヵ年度) の期間にある工事の最終請負契約額の5ヶ年度平均完成工事高とする。 (4月1日、3月31日を含む)	比率 1.25以上 1.5未満	-0.5
	・ 5ヶ年度平均完成工事高が2億円未満については、2億円として比率を算出する。		
	・ 対象となる工事が債務負担行為工事の場合は、最終全体請負契約額とする。 (当該年度支払限度額のみとはしない。)		
	○ 「年間受注高」「年度平均完成工事高」の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、年間受注高及び年度平均完成工事高は、代表構成員、その他構成員共にそれぞれの出資比率を乗じるものとする。	比率 1.5以上	-1
	○ 当該申請における代表構成員の「年間受注高」、「年度平均完成工事高」とする。 (※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること)		
継続的専門能力啓発システム (CPDS)	○ 長崎県内に主たる営業所を有するもののCPDSへ登録した学習単位の合計とする。	100ユニット以上	0.5
	○ 平成20年11月1日から平成21年10月31日 (※公告日の属する年度の前年度の10月31日から遡った1年間) までの期間に受講したものとする。	100ユニット未満	0
	○ 当該申請における代表構成員の学習単位とする。 (※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること)		
基幹技能者の配置	○ 登録基幹技能者または民間資格の基幹技能者 (以下：基幹技能者) のいずれも対象とする。	配置する	0.2

		○ 当該工事で元請または下請にかかわらず、以下に示す基幹技能者のいずれかを1名以上配置することを評価する。 ただし、元請の主任（監理）技術者及び現場代理人とは重複しないものとする。また、下請の主任技術者とは重複しないものとする。 ①〇〇基幹技能者 ②〇〇基幹技能者 ③〇〇基幹技能者 （※公告する工事の工事内容により、該当する基幹技能者を記載すること 電気工事基幹技能者、橋梁基幹技能者、造園基幹技能者、コンクリート圧送基幹技能者、防水基幹技能者、トンネル基幹技能者、建設塗装基幹技能者、左官基幹技能者、機械土工基幹技能者、海上起重基幹技能者、PC工事基幹技能者、鉄筋基幹技能者、圧接基幹技能者、型枠基幹技能者、配管基幹技能者、薦・土工基幹技能者、切断穿孔基幹技能者、内装仕上工事基幹技能者、サッシ・カーテンウォール基幹技能者、エクステリア基幹技能者、建築板金基幹技能者、外壁仕上基幹技能者、ダクト基幹技能者、保温保冷基幹技能者、グラウト基幹技能者） （運用については、平成21年4月24日 21建企第79号「基幹技能者を配置する場合の工事実施段階での取り扱いについて」参照）	配置しない	0
地域 工事の確実かつ 円滑な実施体制 としての拠点 精度	※発注形態が単体の場合（共同企業体の場合は削除）	○ 「主たる営業所」は、長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱に基づく入札参加資格名簿（以下：格付表という）の管内に掲載された日から公告日までの期間が連続して1年以上経過している主たる営業所とする。（格付表の管内に掲載された日及び公告日含む。） ○ 「主たる営業所」の所在地が管内から管外へ変更となった場合、格付表の管外に掲載された日から公告日が1年未満の期間は、管内に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。（格付表の管外に掲載された日及び公告日含む。） ○ 「管内営業所」は、入札参加資格要件を満たす以下に示す営業所で、公告日とその承認（認定）期間内にあるものを対象とする。（同日含む。） ・「県内業者の営業所の取扱いについて」（平成21年11月25日21監第193号、21建企第516号）に基づく承認の通知を受けている営業所 ・合併特例営業所	管内に主たる営業所あり（単体の場合） 「代表構成員」及び「その他構成員」とも管内に主たる営業所あり（共同企業体の場合） （発注形態により、どちらか削除）	1.4
		※発注形態が共同企業体の場合（単体の場合は削除） ○ 「主たる営業所」は、長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱に基づく入札参加資格名簿（以下：格付表という）の管内に掲載された日から公告日までの期間が連続して1年以上経過している主たる営業所とする。（格付表の管内に掲載された日及び公告日含む。） ただし、以下に示すものは「主たる営業所」に該当しない。 ・「県内業者の営業所の取扱いについて」（平成21年11月25日21監第193号、21建企第516号）に基づく承認の通知を	管内に管内営業所あり（単体の場合） 「代表構成員」又は「その他構成員」のどちらか管内に主たる営業所あり（共同企業体の場合） （発注形態により、どちらか削除。）	0.7

		受けている営業所 ・合併特例営業所 ○ 「主たる営業所」の所在地が管内から管外へ変更となった場合、格付表の管外に掲載された日から公告日が1年未満の期間は、管内に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。（格付表の管外に掲載された日及び公告日含む。）	なし	0
	管内の施工実績	○ 長崎県（公社等は除く）が発注し、平成7年度から平成21年度（※公告日の属する年度の直前15ヶ年度）に完成した最終請負金額2,500万円以上の工事で、管内において元請として施工した実績とする。 ○ 施工実績の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員の施工実績とする。 ○ 当該申請における代表構成員の施工実績とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること）	5件の施工実績あり 5件未満の施工実績	1.3 0
地域貢献度	社会貢献活動の実績A	○ 平成17年度から平成21年度（※公告日の属する年度の直前5ヶ年度）において、管内における社会貢献活動（災害支援協定に基づく活動を含む。）とする。 ○ 対象となる社会貢献活動 ア) 公共施設の清掃・美化活動で、以下に該当するものとする。 ・ 「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動とし、当該企業名で登録したものとする。 ・ 登録制度がある国、市、町に関する活動で、当該企業名で登録したものとする。ただし、登録制度があっても企業名での登録ができないものについては、当該企業が活動団体であることを公的機関が証明できるもの、かつ当該企業の従業員が10名以上参加したことを企業の代表者が証明できるものとする。 イ) 災害支援に関する活動で、以下に該当するものとする。 ・ 災害支援協定に基づく支援活動。 ・ 災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練で、所属団体の長が〇〇振興局長と連携して実施するもの。 ・ 災害支援協定に基づく支援活動に必要とする資材・機材等の総点検で、所属団体の長が実施するもの。 （※「災害支援協定」とは「大規模災害並びに事故発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定」を長崎県の各地方機関長と各業界団体の長が協定締結するものをいう。） ○ 活動回数 対象期間内で合計10回以上、かつ、いずれかの年度に4回以上の活動実績があるものとする。なお、回数の算定は、ア）、イ）に該当するものの合計とし、1日を1回とする。 ○ 当該申請における代表構成員の活動実績とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること）	活動実績あり 活動実績なし	0.5 0

社会貢献活動の実績B ※公告する工事の工事種別により、該当する活動を記載すること	○ 公告日において、当該企業に所属する従業員が管内に所在する消防分団の消防団員であるものとする。 ○ 管内において、平成21年度（※公告日の属する前年度）の土木の日のイベントの運営に協力したものとする。 ○ 管内において、平成21年度（※公告日の属する前年度）の住宅フェアのイベントの運営に協力したものとする。 ○ 当該企業に所属する従業員が、「山地防災ヘルパー」として活動した実績が、平成21年度（※公告日の属する前年度）に管内で1回以上あるものとする。 ○ 当該企業に所属する従業員が、「観光ナガサキを支える道守」の養成講座において「道守」「特定道守」「道守補」に認定されており、かつ、公告日が認定証の有効期限の範囲内にあるものとする。（公告日と認定日及び有効期限日が同日である場合も含む。） ○ 平成21年度（※公告日の属する前年度）の「地域産業の担い手育成プロジェクト」等による、専門高校生徒の企業実習に協力したものとする。 ○ 当該申請における代表構成員の実績とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること）	いずれか該当あり	0.2
		なし	0
労務賃金の支払い ※公告する工事の工事内容により、該当する作業員等を記載すること	○ 「1日当りの平均労務賃金」を「長崎県の設計労務単価以上支払う」ことを誓約するものとする。 ○ 元請及び下請全ての、以下に示す作業員等の「1日当りの平均労務賃金」を対象とする。 ① 特殊作業員 ② 普通作業員 ③ 運転手（特殊） ④ 運転手（普通）	誓約する	1
		誓約しない	0
従業員数	○ 長崎県内に主たる営業所を有するもので、平成22年度（※公告日の属する年度）長崎県建設工事入札参加資格審査で長崎県が確認した建設業従事職員数とする。 ○ 当該申請における代表構成員の建設業従事職員数とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること。）	30人以上	0.2
		10人以上30人未満	0.1
		10人未満	0
安全管理の状況	○ 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日（※公告日前1年間を記載すること。）に、工事の安全管理措置の不適切に起因する死亡事故、または公衆災害で、長崎県の指名停止措置となったものとする。 ○ 対象は、長崎県（土地開発公社、住宅供給公社、道路公社含む）が発注したものにより指名停止措置となったものとする。 ○ 対象期間内に、指名停止期間が1日でも入っているものは対象とする。（同日も含む。） ○ 当該申請における代表構成員の安全管理の状況とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること。）	なし	0
		あり	-1

※ 「配置予定技術者の能力」～「地域貢献度」で、OPTION項目を追加することができる。

追加した場合は、配点を修正すること。なお、その際、合計は20点とすること。

※ 総合評価審査委員会の決定を受けて記載のこと。

(※ 加算点 20 点・港湾漁港の海上工事の場合)

① 簡易な施工計画 (加算点計 4 点) (※基本的に下記項目より 1 項目を選択する。)

評価項目	評価基準	配点
工程管理に係わる技術 的所見 ○○○○○○○○○○○ (具体的評価項目につ いて記載)	得点率が 75% 超	4
	得点率が 50% 超から 75% 以下	3
	得点率が 25% 超から 50% 以下	2
	得点率が 0% 超から 25% 以下	1
	得点率が 0% または全ての入札参加予定者の得点合計が 3 点以下	0
材料の品質管理に係わ る技術的所見 ○○○○○○○○○○○ (具体的評価項目につ いて記載)	得点率が 75% 超	4
	得点率が 50% 超から 75% 以下	3
	得点率が 25% 超から 50% 以下	2
	得点率が 0% 超から 25% 以下	1
	得点率が 0% または全ての入札参加予定者の得点合計が 3 点以下	0
施工上の課題に対する 技術的所見 ○○○○○○○○○○○ (具体的評価項目につ いて記載)	得点率が 75% 超	4
	得点率が 50% 超から 75% 以下	3
	得点率が 25% 超から 50% 以下	2
	得点率が 0% 超から 25% 以下	1
	得点率が 0% または全ての入札参加予定者の得点合計が 3 点以下	0
施工上配慮すべき事項 ○○○○○○○○○○○ (具体的評価項目につ いて記載)	得点率が 75% 超	4
	得点率が 50% 超から 75% 以下	3
	得点率が 25% 超から 50% 以下	2
	得点率が 0% 超から 25% 以下	1
	得点率が 0% または全ての入札参加予定者の得点合計が 3 点以下	0

※得点率(%)＝(入札参加予定者の得点合計/全ての入札参加予定者の得点合計のうちの最高点)×100(小数第 1 位止(小数第 2 位切捨))

※得点は、提案内容により 1 点(良)、0 点(普通)、－(不採用)とする。

② 配置予定技術者の能力 (加算点計 6 点)

配置予定技術者を 2 名申請した者の評価点数は、各評価項目の評価点数の総計が低い方の技術者の評価点数とする。

評価項目	評価内容	評価基準	配点
配置予定者技術者の施 工実績	○ 平成 7 年度から平成 21 年度(※公告日の属する年度の 直前 15ヶ年度)に完成した公共工事で、同種工事の条件、 類似工事の条件に合致するものとする。 同種工事の条件 (※港湾・漁港の海上工事の場合のみ適用) (例：発注工事が防波堤工事の場合) 浚渫船または起重機船、もしくはミキサ一船を使用し た防波堤工事(「港湾法第 2 条第 5 項第 2 号」または 「漁港漁場整備法第 3 条第 1 項イ」による防波堤とす る) (例：発注工事が岸壁工事の場合) 浚渫船または起重機船、もしくはミキサ一船を使用し た岸壁、物揚場工事(「港湾法第 2 条第 5 項第 3 号」 または「漁港漁場整備法第 3 条第 1 項ロ」による岸壁 、物揚場とする) 類似工事の条件	同種工事	1.5
		類似工事	0.75
		実績なし	0

	(※港湾・漁港の海上工事の場合のみ適用) (例：発注工事が防波堤工事の場合) 浚渫船または起重機船、もしくはミキサ一船を使用した上記以外の外郭施設工事（「港湾法第2条第5項第2号」または「漁港漁場整備法第3条第1項イ」による外郭施設とする） (例：発注工事が岸壁工事の場合) 浚渫船または起重機船、もしくはミキサ一船を使用した上記以外の係留施設工事（「港湾法第2条第5項第3号」または「漁港漁場整備法第3条第1項ロ」による係留施設とする） ○ 元請けの主任（監理）技術者または現場代理人として従事したものとする。ただし、現場代理人は対象となる施工実績の工期の始期日以前に1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、2級建設機械施工技士（※一般競争入札における配置予定技術者の資格要件の、1級及び2級国家資格を記載）のいずれかの資格を取得したものとする。 ○ 施工実績の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員の主任（監理）技術者または現場代理人として施工した実績とする。 ○ 当該申請における代表構成員の配置予定技術者の施工実績とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること）		
配置予定技術者の工事成績評価	○ 平成17年度から平成21年度（※公告日の属する年度の直前5ヶ年度）に完成した公共工事で、配置予定技術者が元請けの監理（主任）技術者として従事した土木一式工事（※当該工事と同一の建設工事の種類を記載すること。）の工事成績評価の最高点とする。 ○ 長崎県土木部、水産部、農林部及び環境部自然環境（保護）課が発注した工事の工事成績評価とする。 （工事成績評価は、「長崎県建設工事執行規則の施行について」（昭和49年4月25日 49監第187号）に基づくものとする。） ○ 「工事成績評価通知書」の工期の終期日が対象期間の範囲にあるものとする。 ○ 工事成績評価の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員の主任（監理）技術者の工事成績評価とする。 ○ 当該申請における代表構成員の配置予定技術者の施工実績とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること）	80点 以上	2.3
		75点以上80点未満	1.73
		70点以上75点未満	1.15
		65点以上70点未満	0.58
		65点 未満 または工事成績評価なし	0
表彰（優秀現場技術者）	○ 平成12年度から平成21年度（※公告日の属する年度の直前10ヶ年度）に受賞し、以下に該当するものとする。 ・長崎県の優秀工事現場技術者表彰受賞者 ・長崎県の優秀工事表彰（下請表彰を除く）受賞工事の主任（監理）技術者 ○ 優秀工事表彰の対象となる工事が共同企業体の場合、代	知事表彰 または部長表彰	0.7
		機関長表彰	0.35

	表構成員及びその他の構成員の主任（監理）技術者の表 象とする。 ○ 当該申請における代表構成員の配置予定技術者の表彰 とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合 記載すること）	なし	0
配置予定技術者の 資格A	○ 資格の種類 （１）法による１級〇〇施工管理技士 （２）法による１級建設機械施工技士 （３）技術士法による技術士の下記①～⑤部門のいずれか ① 建設部門 ② 農業部門（選択科目「農業土木」） ③ 森林部門（選択科目「森林土木」） ④ 水産部門（選択科目「水産土木」） ⑤ 総合技術監理部門（選択科目「建設部門」、「農 業土木」、「森林土木」、「水産土木」のいずれ か） ○ 上記（１）～（３）のいずれかの資格取得日から、競争 参加資格確認申請書の提出期限日までの期間とする。 ○ 当該申請における代表構成員の配置予定技術者の資格 とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場 合記載すること）	１級〇〇施工管理 技士若しくは１級建 設機械施工技士取得 後５年以上又は技術 士取得後３ヶ月以上	1.5
		１級〇〇施工管理 技士又は１級建設機 械施工技士取得後３ 年以上５年未満	1.13
		１級〇〇施工管理 技士又は１級建設機 械施工技士取得後３ ヶ月以上３年未満	0.75
		その他	0
配置予定技術者の 資格B ※公告する工事の工 事種別により削除す る。	○ 公告日が、地すべり防止工事士資格取得日から有効期限 日の範囲にあるものとする。（公告日と資格取得及び有 効期限日が同日である場合も含む。） ○ 公告日において、１級舗装施工管理技術者の資格を取得 した配置予定技術者とする。 ○ 当該申請における代表構成員の配置予定技術者の資格 とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場 合記載すること）	あり なし	

③ 企業の施工能力（加算点計 10点）

評価項目	評価内容	評価基準	配点
企業の施工実績	○ 平成7年度から平成21年度（※公告日の属する年度の直 前15ヶ年度）に完成した長崎県内の公共工事で、元請けと して施工したもので、同種の条件、類似工事の条件に該当 するものとする。ただし、施工場所は長崎県内の港湾区域 内または漁港区域内とする。（※ただし書きは、港湾・漁 港の海上工事の場合のみ適用） 同種工事の条件 （※港湾・漁港の海上工事の場合のみ適用） （例：発注工事が防波堤工事の場合） 浚渫船または起重機船、もしくはミキサ一船を使用した 防波堤工事で、〇〇振興局管内（※発注管内）で施工し た工事 （例：発注工事が岸壁工事の場合） 浚渫船または起重機船、もしくはミキサ一船を使用した 岸壁（物揚場合含む）工事で、〇〇振興局管内（※発注管 内）で施工した工事 類似工事の条件	同種工事	1.8
		類似工事	0.9
		なし	0

	(※港湾・漁港の海上工事の場合のみ適用) (例：発注工事が防波堤工事の場合) 浚渫船または起重機船、もしくはミキサ一船を使用した防波堤工事で、〇〇振興局管内(※ブロック管内の隣接管内)で施工した工事 (例：発注工事が岸壁工事の場合) 浚渫船または起重機船、もしくはミキサ一船を使用した岸壁(物揚場含む)工事で、〇〇振興局管内(※ブロック管内の隣接管内)で施工した工事 ○ 施工実績の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員及び出資比率が20%以上のその他構成員の施工実績とする。 ○ 当該申請における代表構成員の施工実績とする。(※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること)		
工事成績の評定	○ 平成19年10月1日から平成21年9月30日(※公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った2年間)までの土木一式工事(※当該工事と同一の建設工事の種類を記載すること。)の工事成績評定の平均点とする。 ○ 長崎県土木部、水産部、農林部、環境部自然環境(保護)課、土地開発公社、住宅供給公社または道路公社により発注されたものとする。 (工事成績評定は、「長崎県建設工事執行規則の施行について」(昭和49年4月25日49監第187号)に基づくものとする。) ○ 「工事完成確認書」の確認日が、対象期間の範囲にあるものとする。 ○ 工事成績評定の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員及びその他の構成員の工事成績評定とする。 ○ 当該申請における代表構成員の工事成績の評定とする。(※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること)	80点 以上	0.8
		75点以上80点未満	0.6
		70点以上75点未満	0.4
		65点以上70点未満	0.2
		65点 未満 または工事成績評定なし	0
施工実績件数 ※公告する工事の工事種別が土木一式工事及び舗装工事以外は評価基準を()とする。	○ 評価項目「工事成績の評定」の対象となる工事件数とする。	10件以上 (2件以上)	0.8
		8件以上10件未満 (欄削除)	0.6
		6件以上8件未満 (1件)	0.4
		4件以上6件未満 (欄削除)	0.2
		4件未満 (実績なし)	0
優秀工事表彰	○ 平成12年度から平成21年度(※公告日の属する年度の直前10ヶ年度)において、長崎県の優秀工事表彰又は下	知事表彰 または部長表彰	0.3

	請表彰を受賞しているものとする。 ○ 下請表彰は、機関長表彰として評価する。 ○ 優秀工事表彰の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員及びその他の構成員の優秀工事表彰又は下請表彰とする。 ○ 当該申請における代表構成員の優秀工事表彰又は下請表彰とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること）	機関長表彰	0.15
		なし	0
年間受注高の状況 ※公告する工事の工事種別が土木一式工事の場合のみ対象とする。	○ 年間受注高の状況は下記に示す比率とする。 ・ 比率＝年間受注高÷年度平均完成工事高（小数第3位切り捨て） ○ 年間受注高 ・ 長崎県土木部、水産部及び農林部が発注した工事で、元請として受注した土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。（随意契約工事は除く。） ・ 落札決定日が平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日（※公告日前日から遡った1年間を記載すること。）までの期間にある工事の落札決定額（当初請負契約額）の合計額とする。（同日を含む。また、契約前も含む。） ・ 対象となる工事が債務負担行為工事の場合は、落札決定額（当初全体請負契約額）とする。（当該年度支払限度額のみとはしない。） ○ 年度平均完成工事高 ・ 長崎県土木部、水産部及び農林部が発注した工事で、元請として施工した土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。 ・ 工事完成日が平成17年4月1日から平成22年3月31日（※公告日の属する年度の直前5ヵ年度を記載すること）の期間にある工事の最終請負契約額の5ヶ年度平均完成工事高とする。（4月1日、3月31日を含む） ・ 5ヶ年度平均完成工事高が2億円未満については、2億円として比率を算出する。 ・ 対象となる工事が債務負担行為工事の場合は、最終全体請負契約額とする。（当該年度支払限度額のみとはしない。） ○ 「年間受注高」「年度平均完成工事高」の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、年間受注高及び年度平均完成工事高は、代表構成員、その他構成員共にそれぞれの出資比率を乗じるものとする。 ○ 当該申請における代表構成員の「年間受注高」、「年度平均完成工事高」とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること）	比率 0.25 未満	1
		比率 0.25以上 0.5未満	0.75
		比率 0.5以上 0.75未満	0.5
		比率 0.75以上 1.0未満	0.25
		比率 1.0以上 1.25未満	0
		比率 1.25以上 1.5未満	-0.5
		比率 1.5以上	-1
継続的専門能力啓発システム（CPDS）	○ 長崎県内に主たる営業所を有するもののCPDSへ登録した学習単位の合計とする。 ○ 平成20年11月1日から平成21年10月31日（※公告日の属する年度の前年度の10月31日から遡った1年間）までの期間に受講したものとする。 ○ 当該申請における代表構成員の学習単位とする。（※公告	100ユニット以上	0.5
		100ユニット未満	0

	する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること)		
基幹技能者の配置	○ 登録基幹技能者または民間資格の基幹技能者（以下：基幹技能者）のいずれも対象とする。 ○ 当該工事で元請または下請にかかわらず、以下に示す基幹技能者のいずれかを1名以上配置することを評価する。 ただし、元請の主任（監理）技術者及び現場代理人とは重複しないものとする。また、下請の主任技術者とは重複しないものとする。 ①○○基幹技能者 ②○○基幹技能者 ③○○基幹技能者 （※公告する工事の工事内容により、該当する基幹技能者を記載すること 電気工事基幹技能者、橋梁基幹技能者、造園基幹技能者、コンクリート圧送基幹技能者、防水基幹技能者、トンネル基幹技能者、建設塗装基幹技能者、左官基幹技能者、機械土工基幹技能者、海上起重基幹技能者、P C 工事基幹技能者、鉄筋基幹技能者、圧接基幹技能者、型枠基幹技能者、配管基幹技能者、薦・土工基幹技能者、切断穿孔基幹技能者、内装仕上工事基幹技能者、サッシ・カーテンウォール基幹技能者、エクステリア基幹技能者、建築板金基幹技能者、外壁仕上基幹技能者、ダクト基幹技能者、保温保冷基幹技能者、グラウト基幹技能者） （運用については、平成21年4月24日 21建企第79号「基幹技能者を配置する場合の工事実施段階での取り扱いについて」参照）	配置する	0.2
		配置しない	0
主作業船の自社保有状況	【主作業船】 ○ 主作業船の自社保有状況とする。（リース保有、出資会社保有は含まない） ○ 当該工事での使用は義務づけない。 ○ 当該申請における代表構成員の主作業船の自社保有状況とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること） （自社保有及び主作業船の定義等は、「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取り扱い要領」（平成20年10月15日20建企第474号）による。） 【海上起重作業管理技士】 ○ 資格取得後、当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出期限日を含め連続して3ヶ月以上）にある海上起重作業管理技士とする。 ○ 当該申請における代表構成員の海上起重作業管理技士数とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること）	主作業船2隻以上で海上起重作業管理技士2名以上	1.6
		主作業船2隻以上で海上起重作業管理技士1名	1.2
		主作業船1隻で海上起重作業管理技士1名以上、または主作業船2隻以上で海上起重作業管理技士無し	0.8
		主作業船1隻で海上起重作業管理技士無し	0.4
		なし	0
曳船の自社保有状況	【曳船】 ○ 鋼D300 P S 以上の曳船（押船を含む。）の自社保有状況と	曳船2隻以上で船員2名以上	0.7

		する。(リース保有、出資会社保有は含まない) ○ 当該工事での使用は義務づけない。 ○ 当該申請における代表構成員の曳船の自社保有状況とする。 (※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること) (自社保有及び曳船の定義等は、「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取り扱い要領」(平成20年10月15日20建企第474号)による。) 【船員】 ○ 船員保険適用の船員として当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書の提出期限日を含め連続して3ヶ月以上)にある者。 ○ 当該申請における代表構成員の船員数とする。(※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること)	曳船2隻以上で船員1名	0.53
			曳船1隻で船員1名以上、または曳船2隻以上で船員無し	0.35
			曳船1隻で船員無し	0.18
			なし	0
地域 工事の確実かつ 円滑な実施体制 としての拠点 精度 通 度		※発注形態が単体の場合(共同企業体の場合は削除) ○ 「主たる営業所」は、長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱に基づく入札参加資格名簿(以下:格付表という)の管内に掲載された日から公告日までの期間が連続して1年以上経過している主たる営業所とする。(格付表の管内に掲載された日及び公告日含む。) ○ 「主たる営業所」の所在地が管内から管外へ変更となった場合、格付表の管外に掲載された日から公告日が1年未満の期間は、管内に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。(格付表の管外に掲載された日及び公告日含む。) ○ 「管内営業所」は、入札参加資格要件を満たす以下に示す営業所で、公告日とその承認(認定)期間内にあるものを対象とする。(同日含む。) ・「県内業者の営業所の取扱いについて」(平成21年11月25日21監第193号、21建企第516号)に基づく承認の通知を受けている営業所 ・合併特例営業所 ※発注形態が共同企業体の場合(単体の場合は削除) ○ 「主たる営業所」は、長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱に基づく入札参加資格名簿(以下:格付表という)の管内に掲載された日から公告日までの期間が連続して1年以上経過している主たる営業所とする。(格付表の管内に掲載された日及び公告日含む。) ただし、以下に示すものは「主たる営業所」に該当しない。 ・「県内業者の営業所の取扱いについて」(平成21年11月25日21監第193号、21建企第516号)に基づく承認の通知を受けている営業所 ・合併特例営業所 ○ 「主たる営業所」の所在地が管内から管外へ変更となった場合、格付表の管外に掲載された日から公告日が1年未満の期間は、管内に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。(格付表の管外に掲載された日及び公告日含む。)	管内に主たる営業所あり (単体の場合) 「代表構成員」及び「その他構成員」とも管内に主たる営業所あり (共同企業体の場合) (発注形態により、どちらか削除)	0.5
			管内に管内営業所あり (単体の場合) 「代表構成員」又は「その他構成員」のどちらか主たる営業所あり (共同企業体の場合) (発注形態により、どちらか削除。)	0.25
			なし	0

	管内の施工実績	○ 長崎県（公社等は除く）が発注し、平成7年度から平成21年度（※公告日の属する年度の直前15ヶ年度）に完成した最終請負金額2,500万円以上の工事で、管内において元請として施工した実績とする。 ○ 施工実績の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員の施工実績とする。 ○ 当該申請における代表構成員の施工実績とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること）	5件の施工実績あり	0.3
			5件未満の施工実績	0
地域貢献度	社会貢献活動の実績A	○ 平成17年度から平成21年度（※公告日の属する年度の直前5ヶ年度）において、管内における社会貢献活動（災害支援協定に基づく活動を含む。）とする。 ○ 対象となる社会貢献活動 ア) 公共施設の清掃・美化活動で、以下に該当するものとする。 ・ 「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動とし、当該企業名で登録したものとする。 ・ 登録制度がある国、市、町に関する活動で、当該企業名で登録したものとする。ただし、登録制度があっても企業名での登録ができないものについては、当該企業が活動団体であることを公的機関が証明できるもの、かつ当該企業の従業員が10名以上参加したことを企業の代表者が証明できるものとする。 イ) 災害支援に関する活動で、以下に該当するものとする。 ・ 災害支援協定に基づく支援活動。 ・ 災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練で、所属団体の長が〇〇振興局長と連携して実施するもの。 ・ 災害支援協定に基づく支援活動に必要とする資材・機材等の総点検で、所属団体の長が実施するもの。 （※「災害支援協定」とは「大規模災害並びに事故発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定」を長崎県の各地方機関長と各業界団体の長が協定締結するものをいう。） ○ 活動回数 - 対象期間内で合計10回以上、かつ、いずれかの年度に4回以上の活動実績があるものとする。なお、回数の算定は、ア）、イ）に該当するものの合計とし、1日を1回とする。 ○ 当該申請における代表構成員の活動実績とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること）	活動実績あり	0.2
			活動実績なし	0
	社会貢献活動の実績B ※公告する工事の工事種別により、該当する活動を記載すること	○ 公告日において、当該企業に所属する従業員が管内に所在する消防分団の消防団員であるものとする。 ○ 管内において、平成21年度（※公告日の属する前年度）の土木の日のイベントの運営に協力したものとする。 ○ 管内において、平成21年度（※公告日の属する前年度）の住宅フェアのイベントの運営に協力したものとする。	いずれか該当あり	0.1

	○ 当該企業に所属する従業員が、「山地防災ヘルパー」として活動した実績が、平成21年度（※公告日の属する前年度）に管内で1回以上あるものとする。 ○ 当該企業に所属する従業員が、「観光ナガサキを支える道守」の養成講座における「道守」「特定道守」「道守補」の認定されており、かつ、公告日が認定証の有効期限の範囲内にあるものとする。（公告日と認定日及び有効期限日が同日である場合も含む。） ○ 平成21年度（※公告日の属する前年度）の「地域産業の担い手育成プロジェクト」等による、専門高校生徒の企業実習に協力したものとする。 ○ 当該申請における代表構成員の実績とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること）	なし	0
労務賃金の支払い ※公告する工事の工事内容により、該当する作業員等を記載すること	○ 「1日当りの平均労務賃金」を「長崎県の設計労務単価以上支払う」ことを誓約するものとする。 ○ 元請及び下請全ての、以下に示す作業員等の「1日当りの平均労務賃金」を対象とする。 ① 特殊作業員 ② 普通作業員 ③ 高級船員 ④ 普通船員	誓約する	1
		誓約しない	0
従業員数	○ 長崎県内に主たる営業所を有するもので、平成22年度（※公告日の属する年度）長崎県建設工事入札参加資格審査で長崎県が確認した建設業従事職員数とする。 ○ 当該申請における代表構成員の建設業従事職員数とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること。）	30人以上	0.2
		10人以上30人未満	0.1
		10人未満	0
安全管理の状況	○ 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日（※公告日前1年間を記載すること。）に、工事の安全管理措置の不適切に起因する死亡事故、または公衆災害で、長崎県の指名停止措置となったものとする。 ○ 対象は、長崎県（土地開発公社、住宅供給公社、道路公社含む）が発注したものにより指名停止措置となったものとする。 ○ 対象期間内に、指名停止期間が1日でも入っているものは対象とする。（同日も含む。） ○ 当該申請における代表構成員の安全管理の状況とする。（※公告する工事の発注形態が共同企業体の場合記載すること。）	なし	0
		あり	-1

※ 「配置予定技術者の能力」～「地域貢献度」で、OPTION項目を追加することができる。

追加した場合は、配点を修正すること。なお、その際、合計は20点とすること。

※ 総合評価審査委員会の決定を受けて記載のこと。

(2) 技術資料作成要領

① 技術資料総括表

評価項目	様式	作成要領及び特記事項
	様式1号	1) 作成要領 ① 様式には押印すること。

		2) 特記事項 押印がない者の提出した技術資料は無効とする。
--	--	-----------------------------------

② 簡易な施工計画

評価項目	様式	作成要領及び特記事項
工程管理に係わる技術的所見	様式2号	1) 作成要領 ① 提案は「具体的項目」について、目的、効果、手法が判るように記載すること。 ② 提案は本様式1枚に記載し、句読点、数字、記号等を含み600字以内で簡条書きとすること。なお、本様式には図、表等は添付しないこと。 ③ 補足説明資料（図、表等）として別途1枚のみ添付することができる。（A4で様式は自由） 2) 特記事項 ① 本様式に記載がないもの、記載があっても評価項目と違う内容が記載されている場合は、無効とする。 ② 提案が600字を超えた場合や簡条書きでない場合は、一切評価しない。 ③ 本様式に図、表等が添付されている場合は、一切評価しない。 ④ 提案が本様式、補足説明様式合わせ2枚を超える場合、一切評価しない。 ⑤ 補足説明資料が文章で記載されている場合、または本様式に記載がないものが補足説明資料に記載されている場合、評価の際、その部分については参考としない。
材料の品質管理に係わる技術的所見		
施工上の課題に対する技術的所見		
施工上配慮すべき事項		

③ 配置予定技術者の能力

「4(1)評価の基準」を証明する資料は、競争参加資格確認申請書において提出する各種添付書類とは別に、総合評価用として添付すること。

評価項目	様式	作成要領及び特記事項
配置予定技術者の施工実績	様式3号 (2名申請する場合は、それぞれの技術者毎に作成すること。)	1) 作成要領 ① 「4(1)評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「4(1)評価の基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等の工事内容・数量等が確認できるもの）を添付すること。 2) 特記事項 添付資料により、「4(1)評価の基準」が確認できないものについては、評価しない。
配置予定技術者の工事成績評定		1) 作成要領 ① 「4(1)評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「4(1)評価の基準」を証明する資料（工事成績評定通知書の写し、コリンズの写し等の該当工事名・発注機関・技術者名・工事の業種を確認できるもの）を添付すること。 2) 特記事項 添付資料により、「4(1)評価の基準」が確認できないものについては、評価しない。
表彰（優秀現場技術者）		1) 作成要領 ① 「4(1)評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「4(1)評価の基準」を証明する資料（優秀現場技術者表彰状の写し等）を添付すること。 ③ 優秀工事表彰については、優秀工事表彰状の写し等とコリンズの写し等を添付すること。

		2) 特記事項 添付資料により、「4(1)評価の基準」が確認できないものについては、評価しない。
配置予定技術者の 資格A及びB		1) 作成要領 ① 「4(1)評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「4(1)評価の基準」の資格を証明する資料（資格者証、合格証明書等の写し）を添付すること。 2) 特記事項 添付された資料で、「4(1)評価の基準」が確認できないものについては評価しない。

④ 企業の施工能力

「4(1)評価の基準」を証明する資料は、競争参加資格確認申請書において提出する各種添付書類とは別に、総合評価用として添付すること。

評価項目	様式	作成要領及び特記事項
企業の施工実績	様式4号	1) 作成要領 ① 「4(1)評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「4(1)評価の基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等の工事内容・数量等が確認できるもの）を添付すること。 2) 特記事項 添付資料された資料で、「4(1)評価の基準」が確認できないものについては、評価しない。
工事成績の評定		(様式への記載、及び資料の提出の必要はない。)
施工実績件数		(様式への記載、及び資料の提出の必要はない。)
優秀工事表彰		1) 作成要領 ① 「4(1)評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「4(1)評価の基準」を証明する資料（優秀工事表彰状の写し等）を添付すること。 2) 特記事項 添付された資料で、「4(1)評価の基準」が確認できないものについては評価しない。
年間受注高の状況		1) 作成要領 ① 当該企業で把握している、「年間受注高」「年度平均完成工事高」を記載すること。 2) 特記事項 本様式への記載の「年間受注高」「年度平均完成工事高」を参考とし、長崎県データベースの金額により評価する。 (「年間受注高の状況」の解説 ※公告日 H22/7/1 の例)

		年間受注高の解説 落札決定日 → ○ 契約日 → ◇ 工事完成日 → □ 公告日1か月前 H21/7/1 H22/4/1 公告日の前日 H22/6/30 H23/3/31 対象期間(1ヶ年間) A工事 ⇒ 対象 B工事 ⇒ 対象 C工事(債務負担行為工事) ⇒ 対象 ※当初全体請負契約額 D工事(次年度への繰越工事) 同日含む ⇒ 対象 ※当初全体請負契約額 E工事 ⇒ 対象外 F工事(前年度からの繰越工事) ⇒ 対象外 年度平均完成工事高の解説 工事始期日 → ○ 工事完成日 → □ H17/4/1 平成17年度 ~ 平成21年度 H22/3/31 A工事 ⇒ 対象 B工事 ⇒ 対象 C工事(債務負担行為工事) ⇒ 対象 ※最終全体請負契約額 D工事(前年度からの繰越工事) ⇒ 対象 E工事(次年度への繰越工事) ⇒ 対象外 F工事(債務負担行為工事) ⇒ 対象外
継続的専門能力啓発システム(CPDS)		1) 作成要領 ① 「4(1)評価の基準」に該当するものがあれば、企業の登録学習単位合計数を記載すること。 ② 長崎県建設工事入札参加資格審査に申請したものについては、「4(1)評価の基準」を証明する資料(学習履歴証明書等)は不要とする。 ③ 長崎県建設工事入札参加資格審査に申請していないもの、または、申請漏れがあったものについては、「4(1)評価の基準」を証明する資料(該当期間の学習履歴証明書等)を添付すること。ただし、学習単位合計すべてを証明する資料を添付すること。 2) 特記事項 ① 上記に示す作成要領②の場合は、本様式に記載がないものについては評価しない。 ② 上記に示す作成要領③の場合は、添付された資料で、「4(1)評価の基準」が確認できないものについては評価しない。
基幹技能者の配置		1) 作成要領 基幹技能者を配置することを誓約する場合は「配置する」を、誓約しない場合は「配置しない」を選択すること。 2) 特記事項 本様式に記載がないものについては評価しない。

主作業船の自社保有状況 (港湾・漁港の海上工事の場合のみ)			1) 作成要領 ① 「4(1)評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 長崎県土木部港湾課及び水産部漁港漁場課が、「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事における総合評価落札方式の評価項目に関する作業船関係調査表の届出書（以下：届出書）」により確認した主作業船及び海上起重作業管理技士を記載すること。（「4(1)評価の基準」を証明する資料は不要とする。） ③ やむをえず、上記②以外の主作業船及び海上起重作業管理技士を記載する場合は、「4(1)評価の基準」を証明する下記に示す④及び⑤の資料を添付すること。 ④ 作業船の3ヶ月以上の自社保有を証明する資料・・・作業船保有確認証、登記簿謄本、償却資産申告書（当該船舶関係部分）、固定資産税納税通知書、納税証明書又は領収書、法定等検査合格証等、売買契約書、譲渡を証明するもの等の写し。 ⑤ 海上起重作業管理技士の資格取得後3ヶ月以上の雇用を証明する資料・・・資格者証の写し及び雇用関係を証明する資料（健康保険証等）の写し。 2) 特記事項 ① 上記に示す作成要領②の場合は、本様式に記載がないものについては評価しない。 ② 上記に示す作成要領③の場合は、添付された資料で、「4(1)評価の基準」が確認できないものについては評価しない。
曳船の自社保有状況 (港湾・漁港の海上工事の場合のみ)			1) 作成要領 ① 「4(1)評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 長崎県土木部港湾課及び水産部漁港漁場課が、「届出書」により確認した曳船及び船員（船員保険適用）を記載すること。（「4(1)評価の基準」を証明する資料は不要とする。） ③ やむをえず、上記②以外の曳船及び船員（船員保険適用）を記載する場合は、「4(1)評価の基準」を証明する下記に示す④及び⑤の資料を添付すること。 ④ 曳船の規格（鋼D300PS以上）及び3ヶ月以上の自社保有を証明する資料・・・船舶検査証書及び船舶検査手帳等の写し。 ⑤ 船員（船員保険適用）の3ヶ月以上の雇用を証明する資料・・・雇用関係を証明する資料（船員健康被保険者証等）の写し。 2) 特記事項 ① 上記に示す作成要領②の場合は、本様式に記載がないものについては評価しない。 ② 上記に示す作成要領③の場合は、添付された資料で、「4(1)評価の基準」が確認できないものについては評価しない。
地域精通度	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	様式5号	1) 作成要領 「4(1)評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 2) 特記事項 本様式に記載がないものについては評価しない。

地域貢献度	管内の施工実績		1) 作成要領 ① 「4(1)評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「4(1)評価の基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、発注機関の証明書等の発注機関・施工場所・完成年度・請負金額を確認できるもの）を添付すること。 2) 特記事項 添付された資料で「4(1)評価の基準」が確認できないものについては評価しない。																																																						
	社会貢献活動の実績A	様式6号	1) 作成要領 ① 「4(1)評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「4(1)評価の基準」を証明する資料として、以下のものを添付すること。 ・活動回数を証明する資料 ・「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動については、「愛護団体登録通知書またはアダプト決定通知」の写し及び「清掃・美化作業終了届」の写し ・「国、市、町が募集する社会貢献活動」で、企業名で登録できるものについては、登録を証明する資料 ・「国、市、町が募集する社会貢献活動」で、企業名で登録できないものについては、当該企業が活動団体であることを公的機関が証明する資料。また、当活動において参加した者が、当該企業の社員であることを当該企業の代表者が証明する資料 ・災害支援に関する活動については、当該企業が所属する協定団体が証明する資料 2) 特記事項 添付された資料で「4(1)評価の基準」が確認できないものについては評価しない。 (活動回数の例) (単位：回) <table><tr><th></th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>計</th><th>評価対象</th><th>備考</th></tr><tr><td>例1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td><td>10</td><td>○</td><td>H16に登録</td></tr><tr><td>例2</td><td>—</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>10</td><td>×</td><td>H17に登録</td></tr><tr><td>例3</td><td>—</td><td>—</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>10</td><td>○</td><td>H18に登録</td></tr><tr><td>例4</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>5</td><td>5</td><td>10</td><td>○</td><td>H19に登録</td></tr><tr><td>例5</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>10</td><td>10</td><td>○</td><td>H20に登録</td></tr></table>		H17	H18	H19	H20	H21	計	評価対象	備考	例1	1	1	2	2	4	10	○	H16に登録	例2	—	2	2	3	3	10	×	H17に登録	例3	—	—	3	4	3	10	○	H18に登録	例4	—	—	—	5	5	10	○	H19に登録	例5	—	—	—	—	10	10	○	H20に登録
		H17	H18	H19	H20	H21	計	評価対象	備考																																																
例1	1	1	2	2	4	10	○	H16に登録																																																	
例2	—	2	2	3	3	10	×	H17に登録																																																	
例3	—	—	3	4	3	10	○	H18に登録																																																	
例4	—	—	—	5	5	10	○	H19に登録																																																	
例5	—	—	—	—	10	10	○	H20に登録																																																	
社会貢献活動の実績B		1) 作成要領 ① 「4(1)評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「4(1)評価の基準」を証明する資料として、以下のものを添付すること。 ・「消防団員」については、所属する消防団分団長等が証明する資料。 ・「土曜の日」「住宅フェア」については、当該企業が所属する団体の長が証明する資料。 ・「山地防災ヘルパーの活動実績」については、山地災害・治山施設状況報告書の写し、または、担当機関が発行する活動実績証明書の写し。 また、山地防災ヘルパー認定証等の写し及び当該企業に所属する従業員であることを証明（健康保健証等の写し）する資料。																																																							

			<table border="1"> <tr> <th>担当機関 (証明する機関)</th><th>活動実績場所</th></tr> <tr> <td>県央振興局</td><td>長崎市、諫早市、大村市、西海市、西彼杵郡、東彼杵郡</td></tr> <tr> <td>島原振興局</td><td>島原市、雲仙市、南島原市</td></tr> <tr> <td>県北振興局</td><td>佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡</td></tr> <tr> <td>五島振興局</td><td>五島市、南松浦郡</td></tr> <tr> <td>壱岐振興局</td><td>壱岐市</td></tr> <tr> <td>対馬振興局</td><td>対馬市</td></tr> </table> ※担当機関の森林土木担当課 ・「道守補等の所属」については、「観光ナガサキを支える道守」に係わる養成講座における「道守」「特定道守」「道守補」いずれかの認定証の写し及び当該企業に所属する従業員であることを証明(健康保健証等の写し)する資料。 ・「地域産業の担い手育成プロジェクト等の協力」については、「将来の長崎県の建設産業を担う人材の育成事業」において、土木系及び農業土木系専門高校生徒の企業実習(現場見学・現場実習)を実施したことを、当該企業が所属する団体の長が証明する資料。 ③ 社会貢献活動の実績Bを証明する資料は、公告日において証明内容に変更がなければ、公告日以前の日付での各実績等を証明する資料の写しの添付を認める。 2) 特記事項 添付された資料で「4(1)評価の基準」が確認できないものについては評価しない。	担当機関 (証明する機関)	活動実績場所	県央振興局	長崎市、諫早市、大村市、西海市、西彼杵郡、東彼杵郡	島原振興局	島原市、雲仙市、南島原市	県北振興局	佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡	五島振興局	五島市、南松浦郡	壱岐振興局	壱岐市	対馬振興局	対馬市
担当機関 (証明する機関)	活動実績場所																
県央振興局	長崎市、諫早市、大村市、西海市、西彼杵郡、東彼杵郡																
島原振興局	島原市、雲仙市、南島原市																
県北振興局	佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡																
五島振興局	五島市、南松浦郡																
壱岐振興局	壱岐市																
対馬振興局	対馬市																
労務賃金の支払い		1) 作成要領 ① 「1日当たりの平均労務賃金」を「長崎県における設計労務単価以上支払う」ことを誓約する場合は「誓約する」を、誓約しない場合は、「誓約しない」を選択すること。 ② 上記①の選択にあたっては、長崎県土木部ホームページの総合評価様式集に掲載している「労務賃金支払確認表」の記載要領を参考とすること。															
従業員数		(様式への記載、及び資料の提出の必要はない。)															
安全管理の状況		1) 作成要領 「4(1)評価の基準」に該当するものがあれば、記載すること。															

※添付が義務づけられている証明する資料は、基本的に競争入札に参加する者が保有する資料とするが、それが無い場合、またはそれにより証明できない場合に限り、「発注機関の証明書」とすることができる。

⑤ 客観的評価項目の自己評価表

様式	作成要領及び特記事項
自己評価表	1) 作成要領 ① 「4(1)評価の基準」に基づき、各評価項目の配点を記載すること。 ② 配置予定技術者を2名申請する場合は、配点合計が低い配置予定技術者の配点を記載すること。 2) 特記事項 評価は提出された技術資料により行い、自己評価表は参考資料とする。

(3) 技術資料の提出方法

入札方法	提出方法	提出部数
紙入札	持参のみ受付	紙2部（原本1部、写し1部） 電子媒体（CD）1部
電子入札	持参の場合	紙2部（原本1部、写し1部） 電子媒体（CD）1部
	郵送の場合	紙1部（原本1部） 電子媒体（CD）1部

提出様式は http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~koukei/sou_hyouka.html のURLから入手すること。

注：電子媒体（CD）は、以下のファイルを収めること。

・PDFファイル・・・様式1号～6号、自己評価表及び添付資料（簡易な施工計画の補足説明資料、評価の基準を証明する資料）

・Excelファイル・・・様式1号～6号及び自己評価表

（CDには「工事番号」、「工事名」、「商号」（または「名称」）を記載すること。また、PDFファイル及びExcelファイルのファイル名は「商号」（または「名称」）とすること）